

## 監査結果等に関する当会のコメント

2008/08/01

川口市民オンブズマン

### ■平成19年度川口市議会議員一般選挙における選挙公営の燃料代に関する支出

本件は対象を「1、燃料費の請求に問題があると思われる候補者」と「2、燃料費の請求を精査せずに支出した選挙管理委員会」としたものである。

監査結果は候補者については「理由なし」であり不満はあるものの、走行と燃費の違法性を立証する資料は当時候補者の下にあるため違法性の立証が困難であり、住民訴訟は提起しなかった。

監査結果の意見に『川口市選挙管理委員会においては多くの事後訂正が行われた事実から、事務処理手順等について抜本的に見直すとともにその周知に努め、公金の支出に対する市民への説明責任及び使途の透明性の観点から、厳格な管理・監督を行うよう強く望むものである』とあることを評価し、次回選挙における支出を監視したい。

なお、今回の監査結果を受けて、監査請求の対象となった現職市議会議員10名に対して当件に関する公開質問状を送付したが、1名のみ回答となった。当監査請求後に不可解な燃料代の修正・返金などを行っている議員も多数おり、市議会議員としての資質・姿勢を問われるものであり、議員評価を始めとする議会監視も継続していきたい。

### ■川口市議会政務調査費(平成16年度・市民クラブ)に関する支出

政務調査費は地方自治法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、川口市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査を交付するものであり、食事代として支出することは違法である。

本件は支出科目、広聴費に金額、40,049円、おかし代、食事代他と記載され、食料費である食事代は条例第5条、規定の使途基準に反し違法な支出であると監査請求した。同時に本件は地方自治法242条2項の請求期間には該当しないと監査請求をしたが、期間制限に該当するとして違法行為の判断以前に却下された。

法の解釈に異論はあるものの本件が今後の牽制力となると判断し、住民訴訟は提起しなかった。

なお、川口市議会では今年度から政務調査費の支出に関して領収書の添付が必要になったことから、今後は支出内容に関して一層、詳細な監視を実施していきたい。

### ■意見陳述傍聴禁止に対する説明申し入れと回答

監査委員は「監査請求、平成19年度川口市議会議員一般選挙における選挙公営の燃料代に関する支出」の意見陳述の傍聴を許可しなかった。当初、監査委員会事務局が傍聴を可とする発言があったため、市民らが傍聴のために来庁したが、当日になり監査事務局は『監査委員の総意として許可しないので傍聴は出来ない』と発言し、庁舎ロビーで混乱が生じた。

これに関し監査委員宛に「監査委員の総意」の説明を求め文書で回答を得たが、その内容は『監査委員が真摯に請求人の意見を賜りたいとの趣旨から監査委員の総意として非公開としたものです』であった。

余りにも社会通念に反する説明であり反論のため回答内容の矛盾点を挙げ、次回からは傍聴を許可するよう再度、文書を提出したが、今回の監査委員の総意が真実とすれば「開かれた行政」の存在は否定されることになり重大な問題であると認識しており、行政の監視を継続していきたい。

以上